

公益社団法人 日本コンクリート工学会
fib コングレス 2030 準備委員会規程

令和6年 3月27日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人プレストレストコンクリート工学会（以下「PC工学会」という。）と共同で開催する *fib* コングレス 2030（以下「当該事業」という。）のために、PC工学会と共同で組織する *fib* コングレス 2030 準備委員会（以下「共同準備委員会」という。）に対応して公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）内に設置する準備委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務、運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員 15 名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長 1 名を置く。また、必要に応じて副委員長及び幹事若干名を置くことができる。なお、幹事のうち 1 名を幹事長とすることができる。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、幹事を含む委員の任期は、共同準備委員会の設置期間終了までとする。

2. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、当該事業の円滑な実施を目的として、本学会内における次の事項を審議する。ただし、重要事項については、必要に応じて国際委員会及び理事会に付議する。

- (1) 当該事業の運営方針
- (2) 当該事業の体制、運営方法及び予算
- (3) *fib* への対応
- (4) 共同準備委員会への委員の派遣
- (5) 共同準備委員会からの依頼事項
- (6) その他の必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、国際委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。